

京都市上下水道局告示第25号

京都市指定下水道工事業者規程第6条に基づき京都市指定下水道工事業者として指定し、同規程第7条第1項の規定に基づき京都市指定下水道工事業者の指定を取り消しましたので、同規程第31条第1号及び第2号の規定に基づき告示します。

平成30年 8月10日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 山添 洋司

1 新規指定業者

(1) 指定業者名

京都市右京区龍安寺塔ノ下町2-1 ほたるアパートB室

勝田水道株式会社

代表取締役 勝田 健太

(2) 指定期間

平成30年 8月10日から平成31年 3月31日

2 指定取消業者

(1) 廃止届出業者名

京都市右京区龍安寺塔ノ下町2-1

勝田水道

勝田 健太

(2) 廃止届出年月日

平成30年 7月17日

(上下水道局下水道部管理課)